

平成 27 年（年度）行政文書分類基準表の一部改正及び 平成 28 年（年度）行政文書分類基準表（案）について

1 行政文書分類基準表

行政文書分類基準表は、県警察において作成又は取得した行政文書を適正に整理するための基準として、総括文書管理者が、文書分類、保存期間及び保存期間満了時の措置を熊本県警察行政文書管理訓令第 11 条の規定により整備するものである。

2 平成 27 年（年度）行政文書分類基準表の改正の内容

(1) 業務の運用要領の改正に伴い改正するもの

生活環境課所管の県警察の許可等事務の処理に係る管理システムが構築されたため、文書分類を変更する。

※ 行政文書分類基準表については、別紙 1 のとおり

(2) 整理するための基準の見直しに伴い改正するもの

県警察の各業務において、作成又は取得した行政文書を適正に整理するため、文書分類を追加し、一部変更する。

※ 行政文書分類基準表については、追加分が別紙 2、変更分が別紙 3 のとおり

3 平成 28 年（年度）行政文書分類基準表（案）について

平成 27 年（年度）の行政文書分類基準表を基に運用状況を確認し、行政文書管理の事務能率向上のための見直しを実施し、基準表の形式を整え、新たに整備するものである。

※ 行政文書分類基準表については、資料 5 - 2 のとおり